

# 新型コロナウイルス感染症 緊急貸付（短期資金）及び信用保証料補助のごあんない

北海道経済部地域経済局中小企業課

## 1 北海道の緊急貸付（融資制度）の概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金
	新型コロナウイルス感染症緊急貸付
融資対象者	最近1か月の売上高等が、前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者 <small>（業歴が3か月以上1年1か月未満の方は、最近1か月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高等と比べ5%以上減少している場合も対象となります）</small>
資金用途	運転資金
融資金額	8,000万円以内
融資期間	1年以内
融資利率	固定金利 年1.0%
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 <b>（道が契約時の保証料を1/3又は全額補助します）</b>
取扱期間	令和2年4月1日から9月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合 <small>※金融機関及び信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。</small>

## 2 信用保証料補助の概要

「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」を利用して融資を受けた場合に支払う信用保証料を道が補助します。

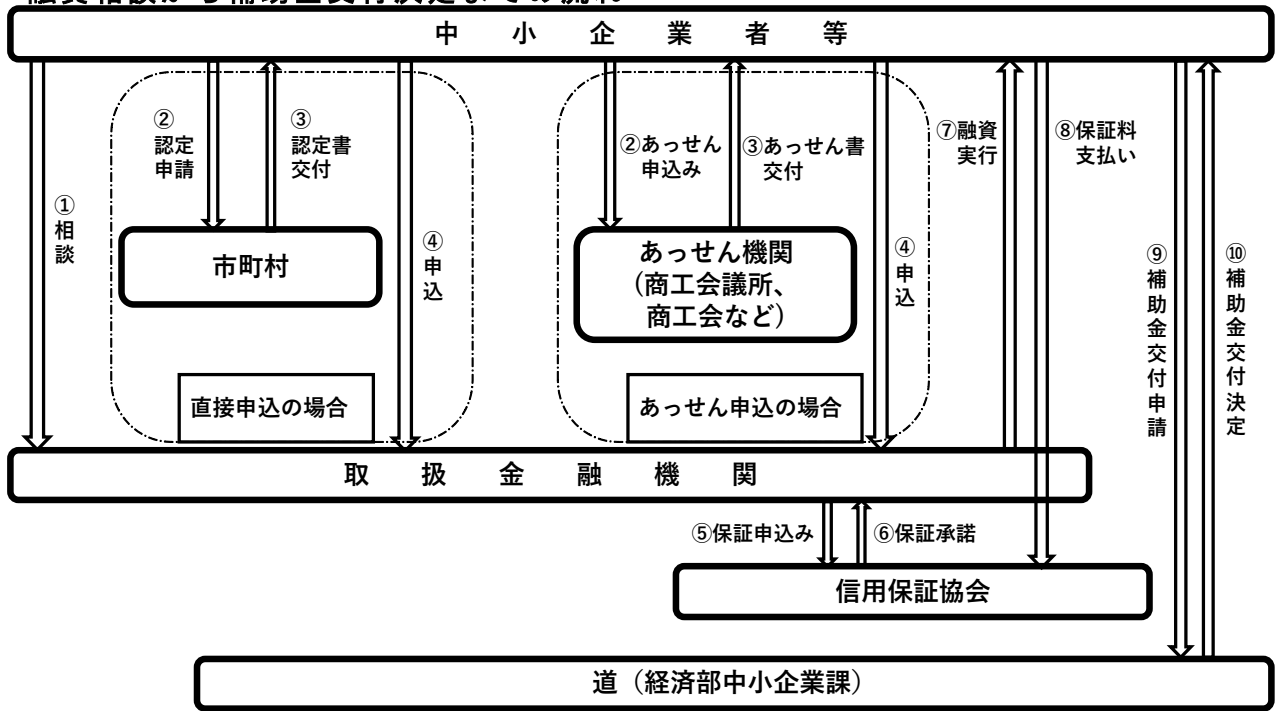
### 【保証料に対する道の補助】

区分	補助率
小規模企業者かつ 売上高等が15%以上減少の方 <small>小規模企業者                      （常時使用する従業員が20人（卸・小売業、サービス業は5人）以下の法人または個人事業主）</small>	10分の10 （保証料全額）
上記以外の方	3分の1

（注）補助金の申請期限は、融資を受けた日から30日以内となります。

（裏面もご覧ください）

### 3 融資相談から補助金交付決定までの流れ



### 4 お申込み方法

借入れ及び補助を希望される方は、下記のとおり申し込んでください。

	融資の申込み（上記の④）		補助金の申請（上図の⑨）
	直接申込の場合 （市町村の認定がある方）	あっせん申込の場合 （市町村の認定がない方）	
申込先	取扱金融機関	あっせん機関を經由 （商工会議所、商工会など）	道（経済部中小企業課）
必要書類	融資申込書 （別紙共通第2号様式）	あっせん申込書 （別紙共通第1号様式）	「融資申込書」または 「あっせん申込書」の写し
	市町村長が発行する 認定書	—	
	融資に係る調書（第8号様式）	融資に係る調書（第8号様式） ・決算書2期分 （2期分の決算を終えていない企業は、1期分又は試算表） ・商業登記簿謄本（法人の場合）	融資に係る調書（第8号様式） ・補助金交付申請書（経済第51号様式） ・信用保証料の支払いに係る金融機関の受領証明書（金融機関発行） ・「信用保証決定のお知らせ」及び「信用保証書」の写し（信用保証協会が発行）

### 5 お問い合わせ先

- ・融資制度、補助金についてご不明な点がございましたら、北海道経済部地域経済局中小企業課または各（総合）振興局商工労働観光課及び小樽商工労働事務所にお問い合わせください。
- ・お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会または（公財）北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

（融資制度、補助金について）  
 北海道経済部地域経済局中小企業課  
 住所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話 011-204-5346 8:45~17:30  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/korona-yuushi.htm>

北海道 制度融資 新型コロナウイルス感染症 検索

融資制度の概要や必要書類の様式については、北海道庁ホームページでダウンロードできます（記述見本もあります）